

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和2年 第9回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和2年9月24日(木) 午前 9時30分から 午前11時53分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館2階 庁議室
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、藤井委員、青木委員 半澤委員、今村委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		榊教育部長、宮原教育総務課長、水上学校教育課長、 永島郷育推進課長、堀田文化財課長、永松主幹兼指導 主事、伊澤指導主事兼教育指導係長、藤岡指導主事兼 教育指導係長、笹田総務企画係長、松本、伊藤教授
会 議	議 題 (内 容)	・協議 ・報告 ・その他
	公開・非公開の 別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	5人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長
		今村委員
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 日程第1 開会の宣言

柴田教育長：それでは、本日は5名の方から傍聴の申し出がありますので、許可したいと思います。

よろしいですか。

それでは、皆さんおはようございます。

構成委員5名中、ただいまの出席委員は5名で、定足数に達し委員会は成立しましたので、令和2年第9回福津市教育委員会定例会を開会したいと思います。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりでございます。

本日の議事において、教育委員会としての考えを改めて協議することとなっています。

福津市の教育について、教育委員会としての考え方を再度協議するに当たり、青木委員より、通学区域審議会と教育懇話会の会長として答申をいただいた、福岡教育大学の伊藤克治教授にも協議の場に参加をお願いし、審議会での審議内容や答申内容の視点から助言をいただきたいという提案をいただいております。

福津市教育委員会会議規則第19条に基づき、教育委員の皆様にお諮りします。福津市の教育について、教育委員会としての考え方を再度協議するに当たり、福津市通学区域審議会会長と福津市教育懇話会会長という立場で、福岡教育大学の伊藤克治教授に御参加をいただき、御助言をいただくということによりよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

よろしいですか。

それでは、伊藤先生から一言お願いします。

伊藤教授：皆さまおはようございます。

ただいま教育長からお話がありました、通学区域審議会と教育懇話会で会長をしておりました、伊藤でございます。

答申をまとめた者の立場として、教育委員の皆様から、審議の背景や内容など、そういったところについて御質問があれば何なりとお出しいただければと思っております。

よろしく申し上げます。

柴田教育長：皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

柴田教育長：日程第2でございます。会議録署名委員の指名について、教育

委員会会議規則第16条の規定に基づき、本日の会議録は、私柴田と今村委員で確認、署名をすることといたします。
よろしく願いいたします。

3 日程第3 協議

柴田教育長：それでは、日程第3でございます。

本日は議案がありません。協議事項が1件ということでございます。

9月議会において総務文教委員会より、所管事務調査の報告が出されております。また、一般質問において、教育委員会に対して、戸田議員より、中学校新設案の白紙撤回の要求も挙がっております。

本日は、新設校案の白紙撤回要求についての協議をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。宮原教育総務課長をお願いします。

宮原課長：教育総務課長の宮原です。

9月議会で、戸田議員から一般質問が出されております。その内容としては、学校新設問題についてです。

問われた事項といたしまして、まずは、学校施設再配置計画についてです。現在、教育委員会の方で、学校建設のための基本構想業務というものを策定しております。

その中の学校施設再配置の基本方針の作成が、まだできていないということに対して、再配置の基本方針は、福津市の学校の在り方の羅針盤であり、方向性を定めるためのものが必要である、羅針盤がない状態で新設校がどうなるのか、中学校を建設するか、小学校を建設するかの基本的な選択すらできないというふうにおっしゃっております。まずは、この学校施設再配置計画の基本方針があるかないかということをお問われております。

続いて、運動場の面積についてです。小学校設置基準と中学校設置基準という2つの設置基準があり、こちらの第8条に、運動場の面積についてが定められております。

今回、福津市内の小中学校のグラウンドの面積を集約し、各学校の1人当たりの運動場の面積を算出されております。これによって、戸田議員は中学校より小学校が必要なのではないかとおっしゃっております。

続きまして、通学距離の基準についてです。国が定めている通学距離というものが、小学校では4キロ以内、中学校では6キロ以内です。このように、一定の基準がございます。そちらについて挙がっております。

続きまして、候補地である竹尾緑地と中央公民館に対して、

市のほうで行っている検討業務の『災害の安全性』についてです。いろいろな方向から比較をしているのですが、その一つである安全性について、竹尾緑地がBで、中央公民館がAという評価がされております。こちらに対して、災害の安全性は、どちらが高いかということを言われております。

続きまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条で、点検評価が求められておりますが、こちらについて、平成30年の点検評価がまだ議会に提出されていないということで、議会の中で問われております。こちらについては、9月28日の全員協議会で提出をする予定になっております。

以上のことを言われて、「以下の4つの理由で認められないので、竹尾緑地中学校建設案の白紙撤回を求める」ということで、4点を示されています。

1. 基本方針も示さない中での、新設校建設計画です。計画の妥当性、客観性の根拠がない。

2. 運動場面積等の検討結果では、新たな中学校敷地確保は、不必要なことを示唆している。

3. 竹尾緑地の災害への安全評価は、相対的に低く、他の場所の検討の必要性を示している。

4. 5－4制の導入は、本市附属機関設置条例を尊重せず、福岡県の手引きすら、配慮していない。

以上4つの理由で、竹尾緑地の中学校建設案の白紙撤回について、今回の教育委員会定例会の場で協議をしていただきたいというのが答弁の内容でございました。

以上でございます。

柴田教育長：今説明があったように、戸田議員のほうから白紙撤回が求められ、その理由に関して4つの項目を挙げられているということで、本日の会議では、教育委員会の考え方を改めて明確にする必要があると考えております。

本日は、伊藤先生にも来ていただいておりますので、それも含めて御意見をお伺いしたいと思っています。教育委員の皆様が、この白紙撤回について、どのような意見をお持ちなのかということをお伺いさせていただきたいと思っています。

議案ではなく、協議事項でございますので、いろいろ御不明な点や、お聞きになりたいこと、あるいは御意見等をいただければと、思っております。

本日は、担当の宮原課長はもちろんですけども、郷育推進課の永島課長、文化財課の堀田課長、学校教育課の水上課長も出席しておりますので、確認したいことがありましたら、お尋ねください。よろしくお願いします。

それでは、今村委員どうぞ。

今村委員：意見よろしいでしょうか。

戸田議員の一般質問ですが、私は議場の傍聴席で、聞いてお

りました。

教育委員として、一市民として、議会をやはり傍聴しておく必要があるだろうという気持ちもありまして、傍聴をしていたのですが、初日と最終日のいずれも新設校に関わる議題のときに傍聴をさせていただきました。

初日に市長の挨拶があったのですが、市長の挨拶の中に、次のような、ちょっとどうかなというような内容がありましたので、少し述べさせていただきたいと思います。

その内容は、12月16日の、竹尾緑地案を議決した庁議のことなのですが、庁議で決めたことを市長が取り消すことに特に問題はないとおっしゃっていました。

では、なぜ賛成したのかというと、一対全員という状況で追い詰められた自分。どうあがいても、自分一人の力ではどうにもならない、だから、庁議決定をすることで、公表し、市議の皆さん、市民の皆さんの判断や協力を仰ぎたい、とおっしゃっているんですね。

しかも、ここから先なのですが、公務員は非常に守られた存在で、民意を読まない最大の組織となっていて、おかしい方向に進んでいる、とまでおっしゃっているわけです。

そして、さらに私自身、次期市長を目指すとしても、この問題は政治利用したくない、一緒に戦っていただきたい、というようなことを議員さんに呼びかけています。

これから先は私の意見です。まず、庁議で決定したということなのですが、庁議とは何かというと、やはり最終意思決定機関ではないかと思います。部長以上の方と市長と、副市長と、合議してですね。それでこのとき、市長が竹尾緑地を認めておられて、2月3日の庁議で取り消したわけですが、こういう庁議決定の後に、すぐ意見を変えるということは、何かあまりにも庁議を軽く見ているのではないかなというような気がします。

ですから、このようなことが、現場の職員の方の混乱を招く元なのではないかなと思います。そんなに庁議の決定は、軽いものだろうかというような気がします。

それから、来年、市長選がありますが、市長挨拶の中に、次期市長を目指すとしても、というような言い方をされていますが、こういうのはちょっと今言うべきことなのかなと、それは個人の自由なのですが、何か出馬表明みたいな感じがしないでもないなと。うがった見方かもしれませんが、政治利用をしたくないと言いながら、あちこちで市長と語る会を開いて、御自分の、手光の小学校案をアピールされているわけですね。

先日の宮司の懇話会の話の中でも、これでよいのか竹尾案、というようなことで、サブテーマで話をされています。

つまり、政治利用をされているのは、市長のほうではないか

なというような気がします。

さらに、民意と言われているんですが、確かに市長や議員の方は選挙で選ばれています。しかし、100%住民の支持を受けたわけではないですよね。だから、民意と言われるのは、何なのかと少し疑問をもちました。

それで、今のところ、竹尾案と中央公民館案の2つに分かれています。どちらにも必ず、賛成・反対・どちらでもない方はいらっしゃるわけですね。そうした中で、市長がフェイスブックや講演会で、盛んに自分の考えをアピールされているということは、まず政治利用をしているのではないかと思います。

教育委員会は、教育長を含めた教育委員と事務の方といらっしゃるわけですが、身分が保証されて民意の届かない最大な組織ということや、おかしい方向に突き進むという言い方は、はっきり申し上げて、ひどいのではないかと思います。

確かに私たちは選挙で選ばれているわけではありませんが、選挙で選ばれていないから民意を反映していないとは言えないのではないかと思います。逆に、なぜ選挙で選ばれないのか、独立しているのか、ということも考えないといけないと思います。

しかも、一緒に戦ってやっていただきたいというように、敵をつくり出しているような言い方をされています。これについては、私は教育委員としても、一市民としても、何か非常におかしい感じがしました。

選挙で選ばれていないから民意が反映されていないのかというと、そうでもないと思います。伊藤先生もお見えになっていますので、通学区域審議会や教育懇話会の組織のメンバーや、その中身について、少し教えていただけますか。どういうふうな過程を経て、答申を出しているかということなども、お願いします。

柴田教育長：では、伊藤教授お願いします。

伊藤教授：それでは、すみません。座ったままで失礼します。

今おっしゃった、その民意を反映していなくておかしい方向に進んでいる、というふうに市長がおっしゃっているということですが、この審議会は、名簿を確認されれば分かると思うのですが、通学区域審議会は全部で10名の委員から構成されています。校長先生方が3名入っており、あと7名は現役のPTA関係者が3名と、私含めてPTAのOBが4名で、7名となっています。ですから、10名中7名は、まさに現役の子どもを育てている当事者である保護者と、私もPTAのOBですが、まだ市内で小中学生に子どもがおりますので現役保護者です。だからそういう意味では、PTAの本部経験者で、そういう現役子育てのことがよく分かっている。そして、OBとして関わっているという立場ですから、まさに当事者の民意が反映

された答申だと思います。

それで、実際に通学区域審議会の中では、今、自分たちも含めて、周りの保護者が抱えている、いろいろな心配事をたくさん出されて、それを踏まえて、3名の校長先生方の意見も聞いて、それだけではまだ、他の学校はどうなのか、ということもあるので、市内全ての校長先生方を一度会議にお呼びして、そこで御意見をいただいたりしましたので、偏った意見とは全く考えておりません。まさにこの通学区域審議会は、そういう当事者の中で、いろんな立場の人から意見をいただいています。

それで、ここの通学区域審議会で初めて「長期的には小中一貫型の学校建設をぜひ進めてほしい」というふうに書いています。ですから、いわゆる民意として、学校建設を公式の場で表明したのはここだろうと。そして、これを踏まえて教育委員会は学校建設を急いで進めないといけないという方針で、つくってこられたんだろうと思います。

ですから、翌年度の教育懇話会では、小中一貫型の学校建設が通学審議会から答申が出て、それを踏まえて、じゃあ今度は、どんな学校が福津市にふさわしいかという、より具体的にしたもののについての諮問を受けました。

教育懇話会のそのときのメンバーは、私を含めて全部で9名おりますが、これには公募による市民代表が2名入っています。審議会の中でも、これだけ公募で入れるというのは、広く市民の意見を聞く仕組みであろうと思います。校長経験者は、中学校校長、小学校校長の代表の先生2名、私は学識経験ですが、さっき言いましたように、PTA元会長という、今は現役の子育ての親でもあります。あとは、社会教育関係者代表の方が2名と、児童福祉関係者代表1名と、保護者代表1名、そういう構成になっています。これも、やはり広くいろいろな立場の方から意見をいただく審議会となっています。

ですから、私も会議の中では、常に「いろいろな立場の皆様が参加されているからこそ、この審議会は大事なんです」ということをずっと言ってきました。それを踏まえて答申はつくったわけです。そこでの審議の経過は教育委員会事務局とずっと共有してきましたので、その通学区域審議会で答申に学校建設を出して、より具体の学校はどうあるべきか、現在のこの事務局内ではどんな審議状況であるかを共有しながら、審議は進めています。学校建設の基本的な方針みたいなものは、審議会での審議の内容を踏まえて、動かれたんだろうと、私は理解しています。

以上です。

今村委員：ありがとうございます。

つまり、選挙ではないですけども、これはある意味民意を反映しているということですよ。公募で選ばれた方や、校長

先生、PTAの会長さん、そういう方々が入っておられるので、やっぱり民意を反映しているというふうに捉えてよろしいですね。

伊藤教授：はい。そう考えております。

今村委員：ありがとうございます。私もそう思います。

ですから一方的な危うい方向に行っているのではなく、きちんとそういう答申を踏まえて、教育委員会の中で検討して、方針を出しているということだと思います。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。

ほかに何か疑問をもたれたりしたことはありますか。半澤委員どうぞ。

半澤委員：まず、こちらの1番に、基本方針が示されていないということを挙げられているのですが、これについて申し上げたいと思います。

基本方針が示されていないという御指摘ですが、新設校を計画するに当たっての基本方針というものは、実質、文部科学省が提示している学校設置基準が、それに当たるのではないかと思います。児童生徒数が増加して過大規模になり、教育に支障をきたすということが目に見えているので、新設校を建てる必要があるという判断をしたというわけです。

一方、教育委員会の方で、現在作成中の基本方針。こちらの基本方針とは、学校がまずどこに建設されるかということを決めた後に、その地域性や特性などを鑑みて、新設学校特有の方針を示すものであり、現在竹尾案は凍結されているためにこちらにも滞っております。

紛らわしいのですが、新設校を計画する基準となるものと、新しい学校の特色をうたうもの、この2つは異なるものだという整理が必要かと思います。

さらに、戸田議員の言われる基本方針、つまり福津市の学校のあり方の羅針盤、これに当たるものは、私は通学区域審議会や教育懇話会の答申であると思っております。これらを踏まえて学校配置の検討をしたという理解をしております。

伊藤先生は、そのどちらにも関わっていらっしゃいますが、これについて、どのようにお考えでしょうか。

伊藤教授：確かに先ほど私も説明で申し上げましたように、通学区域審議会での審議結果、「小中一貫型の学校をつくってほしい」、それを踏まえて、教育懇話会で議論しました。その内容を踏まえて教育委員会は、学校建設の具体案まで落とし込まれてつくったのだと思います。

だから、逆に言うと、私どもの答申がなければ、何を踏まえた学校建設なのかがつくれないはずです。そういう意味で、私どもは、直接、方針とまでおこがましいことは申しませんが、

方針を福津市教育委員会の中で決めるに当たって、必要な情報を議論しました。ですから、さっきから問題になっています、偏ってはいけないということですが、民意を反映し、いろいろな立場の方の意見を集約しています。教育委員会はそれを踏まえて、具体の学校建設案をつくられていますので、答申を出した者からすれば、そこで議論したことが、しっかりと反映されているなというふうに感じています。

もう1つ申しますと、教育懇話会は学校建設の諮問を受ける前に、第2期教育総合計画の諮問を受けて、答申を出しています。いわゆる、市長がお作りになる教育大綱の下にぶら下がる、第2期教育総合計画です。その中では、幼児期から小・中・高・大・大人まで踏まえた、連続した学びを大事にするのが福津の教育だというふうに言っているわけです。そのメンバーと同じメンバーが、次の年に、それを具体化する学校はどのような学校かと議論しているわけです。ですから、全て、その教育大綱からぶら下がってきます。いわば市長部局も関わるその計画からぶら下がってきて、その審議に至っているわけです。

だから、私どもの答申では、学校建設は単なる手段ではなく、このような教育をするためにこのような学校が必要である、という書き方になっています。目的は上位の計画に沿って、具体化したものをつくっています。方針策定や、その方針を踏まえたより具体的なものに常にかかわってきているという認識でいます。

ですから、先ほど説明された内容についてですが、半澤委員さんの理解と、私どもの考えはそういう意味では一致しております。

半澤委員：つまり福津市の教育大綱に基づいた、福津市ならではの教育の在り方について、皆様で話し合いをされた。それを羅針盤として、つまり基本方針として、この教育委員会で出した結論が竹尾案であると、そういう流れと理解してよろしいでしょうか。

伊藤教授：そうですね。私どもは上位の計画から沿って答申を出して、その答申を踏まえてつくられていると理解しています。

半澤委員：「基本方針が示されていない中での提案ということにはならない」ということになるかと思います。

伊藤教授：はい。そう思います。

半澤委員：ありがとうございます。

今村委員：計画の妥当性、客観性の根拠はないと書いてありますけど、そうではないということですね。大綱があって、それと連動する教育総合計画、さらに様々な各計画があるので。

伊藤教授：そうですね。一番上の市の総合計画から下りてきて、教育大綱、そして教育総合計画、それを私どもは常に意識して、それを踏まえて、どんな教育、その教育ができるためにはどんな学

校、どんな仕組み、というふうに下りてきています。学校という教育環境だけをつくるのが目的になってはいけませんと、私も審議のところでは何度も言っていました。

ただ、過大規模校対策という観点でいくと、過大規模校が子どもたちの教育を損なっているとすれば、そこを解決することは目的にもなり得る、そのことは答申にも書かせていただきました。

だけど基本的には、やはり上位の計画から下りてきて、福津の教育をどうするべきかを具現化するという立場で、答申は書いております。だから、私どもが答申を出すときに、そういう方針を踏まえてつくっているわけです。だから、方針はあるとは思いますが、どこのレベルのことを言っているのかというのは私もよく分かりません。

半澤委員：その中で校区再編についても話されていると思うのですが、具体的にどのような議論があったのでしょうか。

伊藤教授：通学区域審議会の中で、そこは重点的に話をしました。まさに先ほど申しましたように、今子ども達を育てている保護者の立場で、心配されることとか、こうあってほしいということを、いろいろ意見を出していただいたわけです。通学区域を変えるということ自体に、やはり保護者と子ども達にとっての負担がものすごく大きいという意見は、かなり出ました。

ある程度は、それはしないといけない。そのために、通学区域をある程度大胆に変更して、スクールバスも走らせてということは、審議の中ではもちろん短期・中期的な対応として出てきました。特に勝浦小学校だけが、今特認校で、申請すれば市内どこからでも通えます。特認校制度を拡大するとか、そういう具体のすぐできることを審議したのですが、それを最大限取り入れたとしても、過大規模校解消には到底届きません。

それと、学校がどこにできるかにもよるとは思うのですが、通学距離が長くなったりすると、小学校の低学年の子ども達の安全性に問題があると。7歳の交通事故というのは非常に多くあります。事務局の方々は、よく御存じと思うのですが、子ども達が通う学校は、そういう意味では、家の近くにないと、というのが基本です。だからそうなるように通学区域を整えようとしても、限度があるということです。ですから長期的には、学校建設をぜひとも進めていただきたい。ただそれは、4年から6年かかるので、それまでにできる範囲のことは可能な限りやっていくようにと、そういう議論がされました。

半澤委員：その中で、小学校だけをつくるという案については、議論はされなかったようですが、それはどうしてですか。

伊藤教授：それは教育懇話会のほうですね。通学区域審議会は校区の再編など、そういうところを中心に議論をしました。教育懇話会のほうでは、どのような学校がこれからふさわしいかという議論

をしたわけですが、教育総合計画では、幼児期から義務教育、中等・高等教育、それから社会人の生涯学習としての、そういうものを連続的につないでいくことがこれから大事だというふうになっています。

それを踏まえて、これまでのコミュニティ・スクールを中心に福津市が進めてきた教育を、どのように充実・発展させるか、そういう観点で議論を始めましたので、小学校だけ、中学校だけという議論は、そもそもあり得ない議論です。

私は外側にいるからよく分かっていないのですが、小学校か中学校かみたいな話は、私どもの立場ではあり得ません。小学校も中学校も大事。ですから、答申にはそういう書き方をしています。「今、過大規模校がまさに問題になっている福間中学校区内に中学校だけをつくります」ではなくて、5－4制の仕組みも入れて教育の質向上を図りながら、同時に過大規模校の解消もするということです。

だから、答申が見かけ上、中学校だけをつくるみたいに見えてしまったならば、私どもの書き方がまずかったのですが、あれは小・中学校の過大規模校を同時に解消し、同時に小・中学校の教育の質を向上するという案です。それと、もう一つは、近隣に小中一貫型の学校をつくる案です。

そこは私どもの会議では、教育を議論する審議会ですので、予算的なものとか、場所的なものは範囲外になりますから、そこは第1回の会議で皆さんに向けて、「ここは教育の質向上についての議論、上位計画を踏まえて、そういう計画をより具体化するためにはどのような教育が必要か、そのためにはどのような学校か、ということを議論します」というふうに話をしています。

話を戻しますと、5－4制で小中を繋ぐ中学校をつくる案と、それから、近隣に小中一貫型の学校をつくる案。

だから、私どもはそういう意味では多面的に議論しますと、言っていたんですけど、審議が進んでいく中で、そこに縛られないように、私たちはいろいろな立場から出てきているので、多面的・多角的に教育の質向上と過大規模校対策を議論するという立場でつくっています。

ですから、答申内容は上の計画から下りてきて、より具体化しています。そして、コミュニティ・スクールは、ここにいる皆さま方も感じていると思いますが、小・中学生、特に中学生は、市全体でいろいろな活動をしていて、それがとても素晴らしいということは、すでに広く認知されているわけです。

だから小学校だけ、中学校だけではなくて、両方の質向上と、それから両方の過大規模校としては、小学校も中学校もどっちもありますから、小学校だけつくったら中学校は改善されませんし、中学校単独で通常の6－3制型の中学校ですと、

今度は小学校が問題になる。したがって両方の解決をという視点でつくっています。そういう意味で、小学校だけというのは議論のテーブルにも挙がりませんでした。

ただ、厳密にいうと、それは挙がっているのですが、それは1月ぐらいに、教育委員会のほうで、私どものこれまでの審議内容を踏まえた計画を5案ぐらいつくっていて、そこには小学校だけの案もありましたけど、委員の中でもそれを見て、この必要性があるという人は一人もいませんでした。そういう流れでできていますから、それが、審議の経過です。

半澤委員：本当は小学校も中学校も両方必要なんですよね。どちらも過大規模校になるわけですから。小学校だけでは中学校は解消できないし、中学校だけでも小学校は解消できないから、中学校を建てて5－4制を導入し、どちらにもアプローチをしようという案がベターという判断をしているんですよね。

伊藤教授：そうですね。そういう案を1つの案として据える。そして、もう一つ、4－3－2制を取り入れた小中一貫型も検討して、これにはこんな良さがあるということで、2案示しています。

確かに、両方学校をつくるのが一番手っ取り早いと思ったのですが、この審議会では予算的なものは審議しないとは言っても、そんな理想論ばかりで、現実的ではない答申を出しても意味がないので。だから、福岡中学校区内につくるとしたら、より教育効果が上がり、かつ、現実的かと考えていく中で、中学校に5－4制という議論になったのは、そういう視点が入っているわけです。

半澤委員：ありがとうございました。

柴田教育長：よろしいですか。

半澤委員：はい。

柴田教育長：文科省の設置基準というのは、学級数に応じてだとか、あるいは戸田議員がおっしゃったように、校地面積に応じてとか、いろいろ設置基準があるわけです。それを踏まえながら福津市としては、ということで出していくわけなんですけど、私も手元に平成27年に出された、『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き』というのがありますが、この中に、この手引きの位置づけとして、「学校の規模等に関して、各地域が抱える実情や課題は様々であることから、学校の規模や通学距離、通学時間、学校の統合や小規模校の充実等、休校した学校の再開等に関する様々な工夫の例示を含め、本手引の内容を機械的に適用することは適当ではなく、飽くまでも各市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれます。」と明記されています。

だから、法的規制というのはないわけです。これ以上の面積がないとだめとか、学級数がこれを超えたらだめとか。ただ、福岡市や北九州市など政令指定都市は、国が示す過大規模校に

なったら、機械的に学校をつくりますよということで、まさに財源、体力があるから、それができるわけです。

だから今度、福岡市は、西区の元岡中学校を分離します。先月、発表されていまして。この学校をつくるにあたり、元岡地区の校区には土地がないわけです。分離はしたいけど、土地がない。ではどうするのかというと、農業用池があるので、その池の半分を埋め立てると、それで、埋め立てても2万2,000平米しかありません。校地は狭いけども、もうそこしか道はないだろうということだと思います。

だから、確かに設置基準というのは、大きな基本方針としては大事なのですが、やはり弾力的な運用をしてもよいということになっておりますので、このことについて、ここで改めて確認をできたらなと思っております。

今月9月4日の新聞記事をもってきました。『西区に中学、ため池埋め立て』ということで、場所は九大学研都市駅の西側にあるのですが。

記事を読みますと、

『福岡市教育委員会は、人口が増加する西区の元岡中学校区に新設する中学校について、JR九大学研都市西側にある農業用ため池「湯溜池」の一部を埋め立て、校地にする方針を固めた。2026年の4月の開校を目指す。

同校区は、九州大伊都キャンパスの整備に伴う市街地化で人口が増えている。市教委は元岡中の学級数について、19年の28学級が25年には35学級になると推計。規模が大きくなりすぎることから、中学校の新設を決めていた。

市教委は10か所の候補地を検討。早期の開校が可能として湯溜池を選んだ。池西側の約半分を埋め立て、約2万3,000平方メートルの敷地に校舎を建設する。市は学校新設に関連して、測量や埋蔵文化財調査の費用など約5,700万円を盛り込んだ一般会計補正予算案を4日開会の定例市議会に提出する。

同校区では、17年度に開校した西都小でも児童数が急増。小学校の新設も進めており、元岡中東側に23年度の開校を目指している。』

ということです。だから、この元岡地区は、小学校を既に建設しているわけです。2023年度の開校を目指しており、さらに中学校を、2026年度開校を目指して、土地がないから、農業用ため池の一部を埋め立てるということです。農業用水としての利用が少ないということでしょうけど。中学校は現在まだ過大規模校に達していないのですが、5年後に過大規模校になるということです。

そんな例も紹介しておきます。そういったことも踏まえて協議をしていただければと思います。

今村委員：協議ですから自由に発言させていただきますけども、戸田議員は2点目で、「運動場面積等の検討結果では、新たな中学校敷地確保は、不必要なことを示唆している。」というふうに述べられておりますけども、今の教育長の話では、あくまで文科省の設置基準は基準であって、地域の実態に応じてよいということですよね。それから、伊藤先生の発言の中では、5－4制の中学校施設の建設か、小中一体型の小中一貫校ということで、教育懇話会では小学校のみの建設は頭にないというか、意見としてはなかったということですよね。

伊藤教授：そうですね。小学校だけつくっても、中学校の適正学級規模にはなりません。当時運動場のことは議論していませんが、中学校の学級数が適正規模にならないのはもう分かっていることなので、中学校のことを何も考えないというのはあり得ないということです。

今村委員：そうでしたら、この2番の、不必要なことを示唆している、ということは当たらないということですよね。

伊藤教授：運動場だけの視点で、なおかつそれを福津市全体で合計する、その立場に立てば1つの考えとしては、あり得るだろうと思います。

しかし、その学級数ですよね。いくら運動場がどうあれ、実際子どもがいる場所のほとんどは教室なので、その学級数がどうかということです。

私どもが過大規模校で一番懸念したのが、単に学級が多いということだけではなく、教育的な内容を考えると、音楽室、家庭科室、理科室など特別教室や体育館、運動場もそうなのかもしれません、そういうところでの教育もあるわけです。

だから、ある学校では理科室が自由に使えるのですが、過大規模校ではほとんど使えず、全て教室だけでやるというのは、教育の質の担保という点では、大きな問題があるということです。ですから、運動場だけでなく、やはりその学級数というのは、いの一番に考えないといけない視点だろうという議論をしております。

柴田教育長：藤井委員どうぞ。

藤井委員：先週、私は、皆様も行かれたと思うのですが、中学校の体育祭に行ってきました。福間中学校と津屋崎中学校の両方を見してきました。現在、福間中学校の生徒数は831人、津屋崎中学校の生徒数は386人ということで、異なる2つの中学校の体育祭だったのですが、生徒数だけでも福間中学校はかなりの人数がいて、保護者の方に制限がかかっており、3年生のみの保護者の観覧ということでした。津屋崎中学校も同じようにコロナ禍ということで制限がかかっていたのですが、福間中学校は準備運動のときの広がりだけで運動場がいっぱいで、800人を超えたらそこまで広がるのかという印象を受けました。

何もしなければ、1, 600人規模になるという話がありましたけど、とてもじゃないですけど、体育祭もできない、保護者の方の参観もできない、というふうになると、やはり自分の子どもを見たい保護者さんはたくさんいらっしゃるので、その点についても、やはりなるべく適正の規模にしていけないと思います。中学校の必要性をさらに感じた体育祭であったと思います。

津屋崎中学校のほうは、生徒数も少なく、通常の体育祭ができていたように思いますが、福間中学校は密になることから、一回一回マスクをしたり、生徒が気を使いながら競技をしていたように思います。

また、一つ一つの競技の時間がすごくかかり、1つの学年の人数が多いのでブロックがたくさんあり、全員リレーが50メートルずつしか走れない状態でした。見ていると、バトンが渡ったところで、また次の人に渡すような、そういった感じの面もありました。

学習面もそうなのですが、やはり運動面も大事だと思います。部活動にしても、やはりグラウンドは広く使うべきだと思います。実際は住んでいるところに偏りがあるのに、市内の3中学校の運動場面積を足し合わせるという考え方は、やはりおかしいのではないかと思います。

以前、市長も生徒3,000人を1,000人ずつ中学校に分けたら良いというような発言をされていました。これと同様な考えであるというのは、保護者として、これを聞いた児童生徒、保護者としては、納得がいけないのではないのかと思いました。

また、教育委員会が、教育委員である私たちに知らされることなく議論を進めたという形で言われてありましたが、この点についても私たちの認識と大きくずれており、違和感があります。答弁でもありましたけど、今回の定例会などの公の場だけではなく、これまで情報共有はしてきていますので、5-4制を導入した中学校をつくるということで進めてきて、私たちもそれを納得している。第一に子どもたちのために、環境を整えてあげたいというのが私たちの思いです。

伊藤先生にお聞きしたいのですが、各中学校区の特長を生かした小中一貫教育ということで、もう一度、各中学校区に合う小中一貫教育について、それぞれお聞かせ願えますでしょうか。

伊藤教授：教育はやはり、子どもたちの実態、地域の実態、家庭の実態を踏まえてより良いものをつくるのが当然ですので、福津市中で、一つのやり方で全部ひらたくやりますというのは、多様な教育、特色ある教育という点ではおかしいわけです。

あとは、そういう教育をやるにしても、現在どんな学校か、

建設したらどんな学校になるか、それを踏まえてよりよい教育の仕組みは当然違うはずです。

そういう立場で、福間中学校区内に5－4制の中学校を入れたとしたら、最適な教育内容と教育環境はどうなりますか、ということで、5－4制を入れて、1小1中1郷づくりになると、コミュニティ・スクールの機能充実とか、いろいろなメリットがありますね、ということです。

そういうことだったら、他の中学校も5－4制かという、決してそうとは限りません。特徴的なのは、私の子どもも通っている福間東中学校区です。そこは御存じのように、中学校と離れたところに3小学校がありますので、5－4制がそんなに良いならそこでも導入するということはある得ないわけです。

だから、より実態に合った、地域性に合ったとなれば、中学校とは距離があり物理的に繋がれていないので、現在、国も、コロナのこともあり、GIGAスクール構想といって、ICT教育がさらに加速していますが、ICTで繋いでということも考えられます。福津市も情報推進計画を作った直後だったと思うので、それも実行しないといけないので。そういう中で、この中学校区にはそういうものを取り入れた小中一貫教育が一番望ましいだろうという議論をしております。

津屋崎中学校区については、勝浦小だけが少し離れており、津屋崎中学校と津屋崎小学校は近いわけです。だから、例えば津屋崎小学校と津屋崎中学校、単独で5－4制を導入して、勝浦小学校は特認校であり、市内全体から通える特殊な立ち位置なので、そこは別格扱いしておくということもあり得るだろうと思います。

ただ、中学校区ごとの特色、特長を出しながらやっていこうということですが、5－4制や4－3－2制、今は6－3制ですが、それはあくまでも手段です。どんな教育をそこですのかと、そのためにより良い仕組みは何ですか、という議論をたくさんしています。ですから、答申には市内全体で5－4制を導入するとは書いていません。そういうふうに中学校区ごとに、現在の実態を踏まえて、よりふさわしいものを入れるべきだという書きぶりにしています。

ただしそうは言っても、いくらいろいろな立場の方が入っているといっても、代表なので、より細かな実態などは分かっています。コミュニティ・スクールとなれば地域の想いもあるでしょう。ですから、答申の最後には、これは基本的な方向性の1つのモデルを提案しているわけですので、細かなところは、学校運営協議会等で議論した上で、教育委員会の方針を踏まえて決定すべきであると。ですから、意図的に、こうすべきという書きぶりにはしていません。「こういうことが望ましい」、「こういうことが期待される」という言い方で、「これ

じゃないとだめだ」ではないんですよ。

そういう意味では、中学校区ごとの特長、特色を大事にしつつ、「例えばこういうことができますよ」、「こういうことが期待されますね」ということはお示しして、それを踏まえて皆さんで議論して、これがうちの校区には一番ふさわしいよね、というのを、最終的には教育委員会との調整の中で決めてほしいと、そういう思いで答申は書いています。

藤井委員：そういう中で、福間中校区は5－4制を導入してということですね。

伊藤教授：そうですね。本当は福間中校区に小中一貫校を建てれば、5－4制じゃなくてもよいわけです。4－3－2制でもよいわけです。

だから小中一貫校を建てて、4－3－2制という考え方もありなのですが、さっき言いましたように、予算的なこともここでは少し意識しながら、なおかつ教育効果を最大化する、そして実現可能かどうか、そういうことの最適解、というのを考えると、中学校をつくって5－4制という提案をしました。小中一貫型の学校をつくることが理想かもしれなかったのですが、あえてそういう提案をしています。

ただし、その検討の余地も残せるように、近隣に小中一貫校というものの併記して、そこでは4－3－2制としています。だから、一律にこの仕組みという答申ではありません。

藤井委員：それぞれの学校の実態を踏まえて、その特長を生かしながら、同時にその教育の質を向上させていくということですね。

伊藤教授：中学校をつくって5－4制を入れる仕組みが、その校区では最適であろうというのが、私たちの考え方です。

藤井委員：ありがとうございました。

柴田教育長：ありがとうございます。

これは余談かもしれないのですが、私は2年前の夏休みに市長と、竹尾緑地に小中一貫校もいいけど、幼小中一貫学校があるとよいですね、という話をしたことがあります。日蒔野地区で小さなお子さんが多いので、公立幼稚園と小学校と中学校が連続したモデル的な学校があると良いですね、という話をしたことがありました。それについては、なかなか財源の関係もあり、変わっていったのですが。

青木委員どうぞ。

青木委員：よいですか。

伊藤先生、今日は、わざわざお呼び立てしてしまって、お忙しいところすみません。

伊藤教授：いえいえ。

青木委員：今お話をいろいろ聞きまして、やはり私たちが今までずっと協議してきたことの裏づけみたいなことをしていただいたような感じで、本当にありがたいなと思っているんですけど、前回の

総合教育会議のときに、言いたかったというか、お話ししたかったことが、十分な時間が全く与えられずに、話ができなかったんですね。そのとき話したかったことをちょっと交えてお話しさせていただきたいと思います。

戸田議員の検討事項の１、２、３、４の中で、基本方針のことを半澤さんが言われて、運動場のことは藤井さんが言われて、５－４制のことは先生にも、今言っていました。私が申しあげたいのは安全性のことについてです。どこにつくっても想定外の災害というのは、これはもうあることだろうと思います。

今、教育長が言われました、元岡中学校の分離校が、ため池の上にできるというようなこと、これはやはり現在の土木技術や建設技術といいますか、そういうものの進化によって、耐震の構造というのが、今の建物は当然されていると思います。逆に、今まであった学校というのは、耐震構造ではないので、さらに強化していかなきゃいけないというような状況の中で、竹尾緑地についても、今まであそこは、上のため池が氾濫してどうしようもなくなかったというようなこともないと聞いています。私たちも現地を見て回ったのですが、校舎は高いところで、運動場も土地を４メートルぐらい上に上げてその上につくるということで、日蔭野の団地やイオンというのがあそこできているというのは、このことから、ある一定の安全性というのが確保されているのではないかと思います。

竹尾緑地ありきで、この教育委員会が話を進めてきたというような、意見があったようにですけども、先ほども話していた通学区域審議会や教育懇話会、この教育委員会の中でもいろいろな例を、やはりさっき言われたように出してくいて、その中で、この案が最も望ましいということで竹尾案になって、それが、表に出たということで、初めから竹尾緑地に建てるために計画したということではないということを、改めてもう一度確認しておきたいなと思いました。

先ほども言われたように、小学校も中学校も両方必要だというのは、初めから私たちの意見でもあったのですが、予算の関係で、どうしても１校分というようなことになって、小学校も中学校もつukらないということに関しては、賛成ではなかったのですが、現実的な問題を見たときに、やはり１校は必ずつukらないと、というようなことで、中学校のほうに話がいったと思います。

前々回の１月の総合教育会議の後に、私は市長とお話ししました。市長からは小中一貫校をつくりたいと、この市としての方針である竹尾案について協議をした後に言われまして、ちょっとそのときも意見を言われていたのですが、予算なんて関係ないんだということを言われました。長い先を見据えて、

やはり手光地区、あの場所を開発していったって、市の中心街になればよいなということを言われていました。

ですが、その後で出てきたのは、今度は、手光に小学校だけをつくるというようなことを言われまして、こちらのほうが予算が少なく済むからという話で、言われていたことと違うので、大変驚いたことを記憶しています。

もし、小学校だけを、手光につくった場合の問題点ということを考えてみたのですが、これまでずっと私たちも何度も何度も話し合いをしている中で出てきていますけど、郷づくりの編成だとか、コミュニティ・スクールの組織も変えていかなきゃならない。そこにまた、大きな問題点が、たくさん出てくるだろうと思います。

だから通学路の整備も、今まで全然、学校がなかったところに学校をつくるということは、今度は、通学路を整備するだけで、予算の問題が発生すると思います。手光地区の整備をしていながら、今度は福間中学校に1,600人が通うということになると、朝のラッシュ時に子どもたちが、旧3号線、あるいは原町や花見地区のほうから、1,600人が一遍に来るということは、恐らく交通の妨げになったり、危険性の増大につながっていくと思います。できたときのことを考えれば、危険性が増すのではないかとということです。

それから、もし小学校だけつくった場合、数年後に福間中学校が1,600人近くの学校に膨れ上がるというようなことは、地域の人たちや保護者から、新しい学校をつくってくださいということになると、結局2校つくることになるし、そちらのほうが、また莫大な予算がかかってくるのではないかと思います。

実際1,600人の中学校というのは、1学年500人をこえて、見たことも聞いたこともないのですが、現場の先生方のことや、子どもたちの教育のこと、保護者の願いのこと、今回の建設案に関して、先生や生徒や保護者の話というのが全然出てきていないといえますか、そこに大きな問題があるのではないかと思います。

30年後、40年後といいますか、先の見えない超長期的な視野や展望も大事ですが、まずは、5年後、10年後という中期的な視野に立って、私たちは考えていくことが大切ではなかろうかというようなことを思いました。

結局、竹尾緑地に中学校をつくった場合でも、問題はないのかというと、それはいくつか出てくるとは思いますけど、今話したようなことではないところだと思いますし、解決できることのほうが多いのではなかろうかと思うと、予算や期間的、時間的な面、総合的に見て、やはり竹尾緑地に中学校をつくる案のほうが現実的にベターなのではないかというようなことを思いました。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。

青木委員から安全性のことなどを言われました。安全性は、ずっとかねがね市長も指摘はしているところでございます。今回、戸田議員からも安全性が指摘されていると思います。

安全性についてはどうですか。宮原課長、今日は何か新たな資料を用意されているようですね。

宮原課長：今回議会で問われた分の、災害への安全性ということで、竹尾緑地がB評価、中央公民館跡地がA評価ということを議会の中で言われました。

それで、実際に、こちらは検討の中で7項目の比較項目を挙げていっております。

位置及び現在の使用状況、敷地の形状・広さ、法令条件、インフラ整備条件、周辺設備、事業計画、それに先ほどの災害への安全性ということで、7項目で検討を行っております。

それからすると、竹尾緑地については、評価はAが4つ、Bが3つという評価です。

コンサルタントがフラットな視点でつくった評価でいくと、中央公民館についての評価は、Aが2つ、Bが2つ、Cが3つということです。立地条件的に公民館についてはC評価があったりしています。安全性はAとBで少し公民館のほうが高いということではあったのですが、全体の総合評価でいくと、竹尾緑地のほうが、評価が高いというように表されています。

ため池についても話がされております。学校建設候補地の上流に、ため池があるのですが、これは今回も議会で答弁しているのですが、ため池の管理者である水利権者がいる状態で、下流の農地が少ないという現状からすると、ため池の水位を下げるといったお願いをしながら、安全性を確保するために市として取り組んでいくべきだと思っております。

それでは、土質についての新しい安全性の資料ですね。

柴田教育長：土質については、よく問われていますからね。

宮原課長：御説明してもよろしいでしょうか。まずは一番後ろのページの航空写真を見ていただいてもよろしいでしょうか。これが竹尾緑地及びその周辺の航空写真でございます。

1枚前のページは、昭和50年の航空写真になります。こちらでは、竹尾緑地のところに、国道が入っているのが分かります。このときは、国道が通っただけの状態になります。丸で囲んでいるのが、現在の竹尾緑地です。周辺は全て全て田んぼになっております。

さらに1枚前のページは、昭和41年の航空写真です。昭和41年も、周辺は全て田・畑で、駅前も全て田んぼという状況でございます。

その前のページは昭和36年の航空写真です。これも同じよ

うな状況でございます。

一番後ろの現在の航空写真に戻っていただくと、今の竹尾緑地はこのように緑地化されていますが、この航空写真をずっと遡っていきますと、昔は小高い丘、山手があって、あとは田んぼと畑、それで、これが駅まで同じような地形が、ずっと続いているというふうになっております。

資料の一番手前に戻っていただきますでしょうか。竹尾緑地のイオン側のほうに、赤丸を入れております。これが、ボーリングナンバー14番の場所でございます。

資料の4枚目に、ボーリング柱状図14というのがございます。こちらが竹尾緑地の中にあるボーリングデータになります。今、赤でずっと線が入っておりますが、上から、6メートル地点に、「0」という数字があります。これが、N値0となります。この部分が、いろいろな方から言われている、土質がよくない、軟弱地盤だ、と言われているところになります。その上に、「1」や「2」という数字があります。このようにN値が小さい地盤が、軟弱地盤だと言われている。

一方で、6メートルより下のところが、一気に数字が50まで跳ね上がっております。N値50以上が検出されたのが、ここから下になります。こちらに岩が入っております。構造物としては、ここに杭を打ち込めば、安全性が保たれるということが分かります。構造物については、この岩に杭を打ち込む。

それで、また資料の1番上に戻っていただきまして、竹尾緑地の今ある道路を挟んで上のところに、2つボーリングデータがあります。ボーリング2と3です。資料の2枚目と3枚目が、ボーリング2とボーリング3のボーリングデータです。これは先ほどの昔の航空写真を見ていただいたら分かる通り、竹尾緑地とほぼほぼ同じような地形がずっとつながっていますので、土質としては今の竹尾緑地と同じような土質がここまで続いているというのが分かります。

ボーリング柱状図2を見ると、こちらも下のほうに岩盤があります。地盤は、上の1メートル、2メートル部分だけが軟弱地盤です。それより下については割とよいことが分かります。下の方には岩があるということは、構造物の支持杭が打てるということになります。

ボーリング柱状図3についても同じように見ます。2は先ほどの山手の部分です。3は田んぼの部分の土質になります。こちらは、上から4メートルまでは軟弱地盤でございますが、下のほうの10メートル付近では岩が出てきたということが分かるので、ここには杭が打てるのではないのかと思っています。

現在、このような土質性状があります。今後竹尾緑地周辺で土質調査をすれば、傾向としてはこのようなものが見られるというふうに思っております。

これが周辺の地盤とどう違うのかといいますと、添付しておりますボーリング柱状図 9 を見てください。9 はこの道路上の部分です。このようなボーリングデータになります。N 値は少し小さいものが見受けられます。

次に、ボーリング柱状図 6 1。こちらは、現在の北九州銀行とセブンイレブンの交差点のど真ん中のボーリングデータでございます。こちらについても土質データは、竹尾緑地と同様にあまりよくないような現状になります。ただし、ここにも下に岩があるというふうになります。

続いて、ボーリング柱状図 7 9。これは福間駅前ですね。ここも N 値の数字と、岩がどこにあるかというのはこのボーリング柱状図で分かると思います。

この既存のデータから、周辺地盤と竹尾緑地の地盤はそんなに変わらないというのが分かります。

柴田教育長：このボーリング柱状図 7 9 は、福間駅ということですか。

宮原課長：はい。

柴田教育長：N 値 5 0 というのが、1 3 メートル下にあるということですね。

宮原課長：そうですね。構造物についてはそこに杭を入れるということになっております。上の軟弱地盤の部分については、造成工事によって、全て安定した地盤になっているというのが、現状ですね。

それに対して、学校についてはどうだろうということで、まずは福間中学校です。資料の次のページは福間中学校のボーリング柱状図のデータです。福間中学校は、1 3 メートルから下にこういう形で岩盤層があります。今回の福間中の改築工事では、ここに杭を打ち込みます。上の部分は、軟弱なところも確かにあります。ただ、それに対しては、現在も学校が建っておりますが、下に杭を打ち込むことで、学校としては問題ないということです。福間中学校はこのようになっています。

資料の次のページは、福間南小学校です。竹尾緑地に一番近い学校がこちらになります。これも N 値は低いところがあります。6 メートル地点のあたりですね。N 値ゼロの層もあります。これに対しては、1 0 メートル付近に岩盤層がありますので、こちらのほうに杭を打ち込むということで、現在の校舎が建設されております。

ですから、現在、福間南小学校も、あのような状態で、普通にグラウンドも整備されていますし、校舎も建っています。学校として問題ないということになります。

次のページです。こちらが津屋崎小学校です。津屋崎小学校も地盤が悪いところがあります。特に 1 1 メートルから 1 5 メートル付近に対しては、N 値が低いというのが顕著に伺えます。ここについても、2 0 メートル付近に岩盤層がありますの

で、こちらに杭を入れて、構造物としては安全な状態で建築がされております。10メートルを超えたぐらいに軟弱地盤があるのも事実でございますが、津屋崎小学校も現在あのような形でグラウンドもしっかりしたものが整備されて、建築物が建っているということになります。

次のページが、現在改築工事を行っている福間小学校です。こちら、ボーリングデータを見ていただくとわかるのですが、岩盤層があるのが、20メートルを超えていますので、杭は22メートルのものを打ち込んでおります。上の7メートル、8メートル部分に軟弱な層が少しあるのが確認できます。ここに対しても、学校を建てる上で、必要な工法を実施して、現状、福間小学校は特に問題はないということになっております。

以上の、他の学校の土質状況や、先ほどの2番、3番、14番の竹尾緑地近傍の土質データからすると、竹尾緑地だけが際立って悪いということにはならないのではないかと思います。現在、岩盤層が確認されておりますし、14番の次のページのボーリング柱状図、これは、国道が高架、橋脚になっていますので、その国のボーリングデータになります。こちら5メートル下に岩盤層が出てきているというような状況です。竹尾緑地では、スウェーデン式サウンディング試験でも比較的浅いところに岩盤層が確認できています。そうすると、竹尾緑地では、杭の長さは、先ほどの福間小学校のような20メートルを超えることはないと思います。

表層の地盤についても、近隣の地盤とそんなに変わらないので、現在のきれいな街並みが形成されている状態からすると、竹尾緑地の地盤はそんなに悪くないのではないかと思います。このように現状のボーリングデータの検証からすると、学校をつくる上では問題はないのではないかと思います。

藤井委員：福間南小や福間中も問題なく建ててあるということですね。

宮原課長：そうですね。

藤井委員：また竹尾緑地は、現在公園にもなっていますよね。

宮原課長：はい。

藤井委員：安全性については、実際建てていないので何とも言えないところもありますが、この資料で見て分かるように、他の学校では、竹尾緑地に建設するよりさらに長いくいを打たないといけないところもあるということですよね。

宮原課長：そうですね。学校を建てるということになると、きちんとした調査、ボーリングデータをピンポイントで行い、計算と設計を行っていけば大丈夫なのではないのかなと考えております。

校舎については雨水とかそういった浸水を考慮して、当然高台に設置していくべきであると考えております。

半澤委員：竹尾緑地は、当時のこの写真を見ると、周りと変わらない田んぼということですね。

宮原課長：そうですね。

半澤委員：周りの地域と特に差はないように見えます。

それで、現在の航空写真だけ、ここに森林が多くあるので、緑地として公園にしたときに、人工的に木を植えていき、今の状態になっているということかなと思います。

昔の航空写真を見ると、周りの土地と変わらないような用途で使われていたことが分かります。

宮原課長：そうですね。

半澤委員：先ほどのボーリング柱状図を見ても、むしろ今建っている他の小学校や中学校と比べると、くいの長さは短くて済むというような認識でよろしいですか。

宮原課長：現状のデータからすると、その傾向も取れるのではないかと考えております。

岩盤は、今のところ、周辺のボーリングデータから全て確認されていますので、構造物を建てる上では問題ないと考えております。

藤井委員：手光地区の調査というのは、この資料の中にはないのですが、もし手光地区に小学校を建てるときに、増築ということで建設用地が足りないとなった場合などは、大丈夫なのですか。

宮原課長：手光については、公民館での既存のボーリングデータというのが一部あります。それから判断すると、手光にも岩盤層があるのは確認されております。ただ現在、公民館敷地が狭い中で、その中で全部が賄えるのか、公民館の敷地外の用地を必要とする場合には、また改めて調査というのは必要になります。田んぼなどについては、調査ができていないのが現状でございますので、ふくとぴあやフクスタなどの周辺の施設から推計するしかないのかなと考えています。

柴田教育長：ありがとうございました。

青木委員から安全性のことや、軟弱地盤のことについて問われたので、今日は宮原課長に新たな資料を提示していただいた次第でございます。

青木委員からは他に、手光に小学校のみを建設する場合の懸念事項といいますか、郷づくりの再編、校区の再編、あるいは通学路の整備、それから、福間中の過大規模校化はどうするか、あるいは保護者アンケートの結果はどうなのか、そういったことも問われましたが、小学校をつくった場合、学童保育所もつくらないといけなことがあります。

今村委員：それに関してちょっとよいですか。

もし、手光に小学校をつくった場合です。教育懇話会のほうからの答申には、小学校のみということは提案されていないのですが、具体的に実際に案が出ているのは竹尾緑地の中学校と

手光の公民館跡地の小学校です。それで、小学校をつくった場合を考えると、現在の福間小学校、福間南小学校、神興小学校、津屋崎小学校から集めるわけですね。そうすると、仮称として手光小学校とすると、児童数は931人となります。

これでも大規模校なのですが、手光小学校から中学校に進学する時には、福間中学校、福間東中学校、津屋崎中学校の3校に分かれます。せっかく子ども達が、何年もかけてお互いに理解できたのに別々の中学校へ進学するわけです。

例えば、福間東中学校には神興小学校、神興東小学校、上西郷小学校の3校から現在は入学しますが、これに手光小学校が加わり4つの小学校から入学することになります。他の中学校も同じです。多くの小学校から集まった方が、活気が出てよいという意見もあるでしょう。それは、全く否定はしませんが、子ども達は新たに人間関係を築かねばなりません。先生方も子ども達もお互いに理解するのに大変時間と労力がかかります。時間と神経を非常につかい、スムーズに教育活動がスタートしにくいです。今の学校はやる事が非常に多く、進学時にスムーズにスタートできるかどうかは重要なのです。

さらに、市が今まで築き上げてきたコミュニティ・スクールですが、小学校をまず再編しなかなければなりません。3つの小学校からそれぞれの一部の区域を手光小コミュニティ・スクールへ再編しなければならないからです。さらに進学先の中学校のコミュニティ・スクールは手光小学校の区域が加わり地域が増えます。

それにくらべ、竹尾緑地に中学校新設ならば、現在の福間南小学校の子どもはそのまま竹尾緑地の新設校に進学しますので、お互いに子ども同士知っていますし、気持ちとして落ち着いて進学でき、中学校の先生方も5-4制によりすでに六年生を分かっているので無理なく中学1年生として迎えられます。コミュニティ・スクールもそのままなので、地域・保護者同士・役員同士の連携も強まることでしょう。地域に根差した教育力としてこれはとても重要なことだと思います。

運動場面積の数値だけで小学校建設を主張されている方もいますが、教育は日々の具体的な活動が、無理なく中学校へ移行できるかどうか、コミュニティ・スクールが無理なく機能するかどうか重要なのです。

それから、やはり地元の学校に行きたいと考える方が多いと思います。生徒のことを考えると、バスを走らせて、少ない中学校に割り当てたらよいという考え方は、頭の中ではできそうですが、保護者のアンケートでもそれでもよいという方もいますけど、実際にそれを導入するとなったときは、バスで通うことを選択するというのは、少ないと思いますよ。

そのようなことから、私は、福間中学校の生徒数が多いの

だから、福間中校区に学校をつくるのが、一番良いと思います。竹尾緑地は福津市の端にあるじゃないかという人もいますが、端は端ですけど一番人口が多いので、人口が多いところに学校をつくるのは妥当かなというふうに私は思います。

それと、小中一貫教育について、伊藤先生にお聞きしたいと思います。5－4制は、小中一貫教育の一つの形ですね。

伊藤教授：はい。

今村委員：さっきおっしゃったように、現在、既に、それぞれの校区に応じた小中連携はしているわけですね。

伊藤教授：はい。

今村委員：だから、突然、この5－4制が出たのではなく、小学校の過大規模校化の緩和と、小中一貫教育の一つの形として、5－4制を打ち出しているわけですね。

伊藤教授：そうですね。

今村委員：大体は分かるのですが、具体的には、どういうメリットがあるのかをお聞き出来たらと思います。課題ももちろんあるとは思いますが。

伊藤教授：逆に6－3制のデメリットは何ですかと考えたほうが分かりやすいかもしれません。いわゆる従来型の小学校と中学校で6－3制という仕組みの中で、少し専門的になってくるのですが、どういうことを小学校の6年間、中学校の3年間で学ぶかという、教育課程というものがあるのですが、これの連続性や系統性というのが、今はなかなかうまくいっていないという課題があります。

また、たくさんではないのですが、小学校と中学校のギャップが高いということで、中学校から不登校になるといった、そういう課題があるということ。

それから、国の流れとして、小学校は小学校、中学校は中学校ではなくて、義務教育9年間を見通した教育課程をつくっていくということが、既に動き始めています。

その特徴的なものが、小学校の高学年に外国語科ができたことです。そして、今年度から、新学習指導要領では、小学校にプログラミング教育が入ってきました。そうなってくると、小学校と中学校の学びを繋がざるを得ないということです。小学校の先生だけで教えるということではなくて、中学校の先生と一緒に考え、つくっていくということです。例えば、英語は特にそうだと思います。

さらに、早ければ令和4年度と文科省は言っていますが、小学校の高学年に教科担任制を導入するということです。その意図としては、教育関係者の方はよくお分かりだと思うのですが、学びは小学校と中学校で、スパイラル的に上がっていきます。だけど実際はなかなかそうになっていません。小学校と中学校の垣根のところで回ってはいるけど上がってはいない、重複

するようなことがあったり、間が離れたりしています。

そのことを整えていくということを、文科省は既に方針として示しています。現在でもプログラミング教育や外国語教育は、対応が大変な中、他の教科もそうなります。そういう教育課程としての理由が1つあります。

また、福津市のコミュニティ・スクールに関わっている方は実感されていると思うのですが、さきほども少しお話ししましたように、小中学生の教育課程外で、学校外でのボランティアや地域での活動という中で、子どもたちのその縦のつながりによって、自尊感情を中心とした非認知的な力を育てます。

知識・技能、思考力・判断力・表現力という、テストで図れる力を認知的な能力といいます。学びに向かう力・人間性などを非認知的な能力といいます。今、学力観が変わっていて、『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』、この3つの資質能力の柱をバランスよく育てるとというのが、新学習指導要領です。

このような非認知的能力はどこで育つかというと、学校だけでは豊かには育たないので、家庭・地域と連携しないといけません。だから、教育課程は社会に開きましょうといって、社会に開かれた教育課程の切り札がコミュニティ・スクールということです。

福津市は、新学習指導要領が告示される前に、その価値に十分気づいているわけです。子どもたちの非認知的な力というのは、テストで図れる以外の力なので、自分にはよいところがあるという自尊感情や、人のために役立ったという自己有用感、仲間と一緒にやるコミュニケーション能力、話を聞く傾聴力、いろいろなそういった力は認知的な能力の高まりにもつながります。それを総合的に育てていきますよ、という国の流れがありますが、既に福津市は、教育課程外では、もう成果を挙げているわけです。

実際ボランティアをたくさん行い、自尊感情が上がり、学力も上がったという福岡東中学校。私は福岡東中学校に関わっているから、それをよく感じています。ですから、それを今度は教育課程の中に入れていこうということです。そのような子ども同士の学び合いを、学校外だけでやるのではなく、学校の教育課程の一環としても一緒にやっていこうということです。

ただそうすると、従来型の分離した6－3制の学校の場合は、子どもたちは教育課程の中で相互交流する機会がないわけです。だから、宗像市は施設一体型小中一貫校などをつくったりしています。

それで今、施設分離型でそれをよりよくするとしたら、5－4制ですということです。6年生が直接関わり、空間的な重なりが生まれるわけです。そこで一緒に子どもたちが活動すると

ということです。もう1つ大事なものは、先生たちが同じ空間にいるということです。

これは、成功している京都に視察に行ったときに、熱弁されていたのですが、やはり先生たちが顔を合わせないと、小中の連続を意識した授業づくりはなかなかできないということです。普段顔を合わせて雑談したり、一緒に協議したりする中で、実際に実働的なものが生まれてきます。

そう考えると、やはり空間を重ねるような仕組みがあると良いということです。そのことが、物理的に可能なのが、5－4制の仕組みです。ただ、5－4制じゃないとだめかということ、そうではありません。先ほど言いましたICT機器の活用です。最新のICT機器を使えば、つながることも今できるようになっているので、福間東中学校としては、空間は共有できないけど、学習の学びの場は共有できるわけです。だからそういったものを取り入れた小中一貫教育ができるわけです。

そうすると、これは個人的な意見になりますが、福間東中学校は5－4制ではなく、4－3－2制でも良いかもしれません。小学校のところは4年生で一区切りつけて、上の3年間で今度は小中のつなぎ的なところを、ICT機器も活用しながら、場合によっては実際に行ったりして、ということもできます。ですから、5－4制で一律という発想はあり得ないというのはそういう考えからです。

だから、空間を共有する直接的な仕組みを、福間中校区内に導入するとしたら、そういう意味では5－4制というのは一つの選択肢です。それが小学校の過大規模校の緩和にもつながるとしたら、それは両方にとってメリットがあるわけです。だから、その辺の複数の視点で切り込んでいった最適解が、中学校をつくって5－4制ということになるわけです。

柴田教育長：よろしいですか。

5－4制のメリットですが、教育の質は証明するのが非常に難しいです。我々教育に関わる人間というのは常に仮定をつくって、こうやればこういう成果が得られるとかいうものをつくって、挑戦しながら、試行錯誤しながら、模索しながら、よりよいものを求めていくというのが教育活動なものですから。5－4制というのは実践している学校があまりないのですが、今の福津にとっては新たな教育活動のチャンスかなというふうに私は思っているわけです。

手光案では、公民館の跡地を活用することになっていますが、郷育推進課の立場ではどうですか。永島郷育推進課長お願いします。

永島課長：中央公民館につきましては、平成28年度の行財政集中改革プランにおきまして、行政改革の必要な部分で事業の方を進めさせていただいて、中央公民館と文化会館の重複した機能を整理

しているような状況です。

今現在、中央公民館と津屋崎公民館の図書室は、複合センター開館に合わせて閉室しまして、中央公民館の旧図書室には、駅前にありましたボランティアハウスを廃止して、ボランティアセンターを平成30年度に設置しております。

さらに調理室につきましては、機能統合により改修し、平成31年度に、市の子ども会育成会、シニアクラブ、体育協会、観光ボランティアガイド会の事務所になっています。

このような状況の中で、現在利用者の方々、団体の方々にも、今後の公民館の在り方、利用につきまして協議している状況でもありませんし、公民館運営審議会とも協議しているような状況ではありません。

また、郷育推進課としましては、社会教育分野の担当としておりますので、中央公民館の施設につきましては、文化会館と機能統合をしながら、公民館の在り方等を再度考えながら、社会教育分野の活動を支援する施設として活用していきたいという方向で考えております。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。

中央公民館も、多くの方が利用されていますので、そのような方々との調整も必要になると考えています。

それから、先ほどの元岡中学校の件に戻りますけど、池を埋め立てるのですが、測量や埋蔵文化財調査の費用など5,700万円を、新たに予算組みを福岡市はおこなっているのですが、手光という場所は、結構埋蔵文化財の多いところでもあります。それについてはどうですか。堀田文化財課長お願いします。

堀田課長：文化財課業務は、世界遺産のPRや、史跡の整備以外にも、今お話がありましたように、埋蔵文化財の調査、そして保護、そういったものにも一生懸命取り組んでいるところでございます。

手光というところは、やはり遺跡がよく出るところ、埋蔵文化財が出てくるところでございます。

先日、7月30日付の総合教育会議の中での市長の資料を見て、疑問に思ったところがあります。

この資料の中に、「学校どっちが早くできる？」というページがありました。その中で、竹尾緑地案は「最短で4年後に完成？」、手光わかたけ案は「3年あれば完成できますよね？」と、はてなマークがついているのですが、市長のこのときの説明では、造成に1年、建築に2年で、3年あればいけるのではないかと、というような言葉がありました。

そのとき、埋蔵文化財に携わる人間として、あそこの場所でそんなに簡単にことが進むのだろうかという疑問に思いました。隣

接する、ふくとぴあでも結構貴重な価値の文化財が出ております。御存じのように、すぐ横の山の、宮地嶽でも、国宝が出ております。

果たしてどうなのだろう、という疑問が少し生じたので、文化財課文化財係のほうに、手光案と竹尾案、それぞれ学校がおおむねこの辺にできると想定したところで、どれぐらいの期間かかるのかを出してもらいました。

まず開発に当たって、そこに文化財があるのではないかと確認するために、試掘という作業を行います。試し掘りですが、何か出て工事が遺跡に影響を与えるということになると、次は本掘という作業に移ります。これは公共工事だけではなくて、民間の開発とかそういったところでも、全てしていただいていることなのですが、その期間を出してもらいました。

まず竹尾緑地案は、これは駅東の開発のときに、既に扱っているところがあり、試掘とかをしているので、そこはもうほぼほぼ分かっているということです。竹尾緑地案の調査対象面積としては約2,500㎡です。それで、仮に本掘をすることになったとしても、あくまで試算ですが、概ねで想定した場合、9.9か月ぐらいかかるのでは、ということでした。これは試掘・本掘含めての期間です。

一方、手光わかたけ案です。手光というのは先ほど言いましたように、ふくとぴあをつくる時も文化財が出てきています。周りにも遺跡がたくさんあります。竹尾緑地と比較すると出やすい場所です。昭和の時代に中央公民館を建設するときはどうだったのかというと、このときはまだ文化財担当がなく、そのような調査をしておりません。だから、そのときどれだけ盛土をしたのか、あるいは削ったのか分からないのですが、やはり文化財が出てくる可能性としてはかなり高いということです。期間を試算してもらったところ、手光では、試掘にまず2.98か月かかると、仮に本掘をすることになると、28.83か月ぐらいかかるのでは、ということでした。

竹尾の10か月ぐらいと、手光の29か月ぐらいというのは、差がある状況でございます。

これはあくまで、概ねの試算でございます。より詳しい場所とか詳細が分からないと何とも言えませんが、今私どもが分かっている情報の中での試算はそのように出ております。

ですから、市長がおっしゃる、手光わかたけ案は3年あれば学校ができるかも、というのは難しいのではないかと考えています。

柴田教育長：何か文化財があることは間違いないのですか。

榊部長：可能性が高いということですね。

堀田課長：掘らないと分からないことですが、可能性としてはとても高い場所だということです。

今村委員：ふくとぴあをつくるときも、出てきたということですね。

堀田課長：ふくとぴあするときも、やはり価値ある文化財が出てきて、そういったものは、カメリアホールに飾っております。

半澤委員：中央公民館を壊すんですよね。中央公民館を壊して、その下に埋まっているかもしれないということなんですか。

堀田課長：今の試算としては、中央公民館の建物地下は扱いません。中央公民館の前の現在駐車場となっているところと、わかたけ広場に上がっていくところの駐車場、そして、わかたけ広場の奥の部分、それとその上の山林です。

どこまでどのように校舎を建てていくのか、整備していくのか、削るのか、そういったところで変わってくるのですが、ざっくりとした試算の中でも、もうこれだけの差が、一応出てきているという状況です。

柴田教育長：ありがとうございます。

期間についても、手光の場合は不確定なところがたくさんあるということです。

ちょっと時間もかなりまわってきましたけども、部長から何かありますか。

榊部長：事前に9月議会の議事録や、総務文教委員会の報告を送らせてもらっていましたが、こんなに長時間、いろいろな意見を出していただけたというのが、本当にびっくりしたところです。

それで、もうコメントとか補足とかいうよりも、それぞれ各委員さんが言われた部分で、網羅はできませんけど、何か感想が言えればなというふうには思っています。

冒頭、今村委員が9月議会の市長の挨拶というようところで、庁議の取扱いがどうなのかというふうにおっしゃられました。実際、庁議というのは、条例を制定するときにも庁議にかけて議会にと、要は議会に対して、市の方針ですよということを示す1つの決定機関で、そこでの審議を経てというふうに私たちは理解しています。それで、もう1つは教育委員会の中でソフト的な面も、市費の人材を活用するとか、そういった場合も当然予算が出てきますし、あと、例えば大規模工事とか、あるいは改築するとか、今回の場合は新設の学校をということで、教育委員会の方で決めても事業というのは進んでいかないんですよ。当然そこに対する多額の事業費を必要としますので、市として、市全体の中でどうするかというものをきっちり決める必要があるというふうに思っていますので、当然ながら、庁議とは重みのある機関、内部の最高決定機関という認識で思っているところです。

それを踏まえた場合には、総務文教委員会の報告の中でも12月の庁議決定についての見直しをというふうな御提言をいただいております。ただ、現実問題として、決定はなされていますけど、現状としては保留というような状況ですし、5月18

日の庁議において、改めて提案をさせていただいて、それに対しても保留というようなところで、保留というのは、いわゆる予算計上を保留するということで、だめだとか、よいとかいう判断がなされていないというような考え方をすれば、まずはその庁議の中でこの金額は予算計上できないと、やはり予算編成権をもっている市長が、やはりその責務とその権限の大きさの下すべき話なのかなと。それで、9月議会の中で白紙撤回を求めるということで、そのことも尊重しながら、本日、皆さんの御意見もお聞きしているところなんですけれども、現状、その庁議の中で保留となっているところは、まずプロセスとしては、そこをしっかりと整理していく必要があるのかなというふうには思っているところです。

半澤委員のほうから基本方針という話がありました。当然ながら文部科学省が示しているいろんな適正規模や、設置基準、そういったものが大前提にはなってくるかとは思いますが。それで、平成30年に、通学区域審議会に対して諮問し答申をいただいています。その答申内容を尊重しながら、市の、教育委員会としてのそれがある意味、方向性、方針というふうに考えて差し支えないのかなと。それで、実際に文科省の適正規模というのはありますけど、必ず、ただし書で地域の実態、特別な事情、教育上に支障のない限りという、弾力的な条項というか、きっちり機械的にというような見方ではなく、それぞれの地域の実態に応じたところでの学校の在り方を大切にしてほしいというような意図だろうというふうに考えておりますので、先ほど言った文科省のそういった適正規模と基準、あるいは通学区域審議会での答申、教育懇話会での答申、そういったものがいわゆる方向性となります。

それで、基本方針が示されていないということについては、学校施設等整備計画を昨年度に計画策定という予定だったのですが、実際に新設校の計画案が保留の状態でしたので、示したくても示すことができなかったということが実際のところであると考えています。ただ、根本的な方針というのは、文科省が示している、それに向けて目指していく。もう1つは、地域の特性といったときに、通学区域審議会の答申及び教育懇話会の答申、そういったものが、方針という形ではないのですが、市としての、教育委員会としての、大きな方向性というふうに考えているところです。

藤井委員さんがおっしゃられた運動場についてです。

手光に小学校となった場合には、恐らく、すぐ4、5年先に福岡中学校をどうするのかという話になってくるだろうと思います。その際に、3つの中学校にと。それで、やはり校区変更というのは、PTAのアンケートにもありますし、通学区域審議会の答申にもありますとおり、やっぱり、一番の当事者であ

る子どもたちや保護者のほうにも、かなりの負担がかかってくるのかなというふうに考えているところです。

やはり、市全体で考えていく必要はあるのですが、学校という性格上、一番の当事者である児童生徒と、それを育む保護者、そういったところの御意見といいますか、それこそ「民意」を一番尊重していくべき話だろうと考えているところです。

それで、3校に分ければというのが、非常に機械的に振り分けるような感じがしていますし、第2期教育総合計画の中にも、小中9年間の連続性というものを大事にしていこうというように、謳われております。やはりこの問題というのは、施設的な面と、ある意味、文科省の基準であれば、あと4つぐらい学校をつくる必要があると、私たちにとってはそれが一番ありがたいのですが、それが難しいということで、先ほど庁議の話もありましたけど、やっぱり財源というのが非常に大事で、1校しかつからない中で、「施設的な側面」と、もう1つは伊藤教授もおっしゃられた「学びや育ちを支援する仕組みの構築」、そこを合わせて、考えていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

それで、運動場の面積で考えていくというのは、それは1つの考え方として、当然尊重すべき部分はあるのですが、これはあくまでも感想ですけど、機械的過ぎるのかなというふうな考えをもっているところです。

最後に、青木委員のほうからも、これまでの議論を裏づけされたような議論を展開できたというふうな話も挙がってございました。いみじくもおっしゃられていた部分が、やはり、「福津市の強みであるコミュニティ・スクール」、そういったところを大事にした仕組みというのは、やはり大切にすべきだということところは、私自身も全く同意見で、強みであるところをわざわざ捨ててというのは、自分の中では、非常に、違和感があるというふうに思っているところです。

すみません、感想じみた形でしかお話しはできませんでしたが、私のほうからは以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。

学校建設問題は、市としては保留の段階ですから、決定したわけではないのですが、9月議会で戸田議員のほうから、教育委員会で十分協議をして、回答が欲しいというようなことを言われております。私も協議をしますと言っていますし、報告もいたしますと言っていますので、本日、協議の時間をもたせていただきました。

委員の皆さんは、まだ言い足りないことがおありかもしれませんが、時間も結構たっています。

白紙撤回の申し出については、どのように考えておられます

か。

青木委員：今日の話し合いを踏まえても、教育委員会の方針としては、今までどおりということで良いと思います。

今村委員：私もそう思います。白紙撤回をする必要はないかと思っています。

青木委員：ますます時間がかかって遅れていくばかりで、今、現実困っている子どもたちや、先生、保護者の気持ちを考えると、やはり教育委員会としては、少しでも早く事業に取りかかってもらいたいという気持ちがあります。

柴田教育長：ありがとうございます。藤井委員はどうですか。

藤井委員：青木委員と同じ意見です。やはり、子どもたちのことを考えると、第一に新設校をとということが私たちの要望であり、みんなが願っていることなので、市として早く進めてほしいと思っています。

柴田教育長：半澤委員はどうですか。

半澤委員：5－4制の導入を教育懇話会の答申が出ずに決定しているということもありましたが、とにかく早く新設校を建てたい、早く建てて過大規模校を解消する必要があるので、審議が同時進行になっていたこと、そこは反省するところだと思います。しかし方向性が変わったわけではありませんし、そういうことを踏まえましても、今まで話し合ってきたこととか、教育懇話会や通学区域審議会に参加されている皆様の思いですね、「私たちも一生懸命そのことを考えて話し合ってきた」ということを、私も直接、参加された委員さんからも、思いを聞いておりますし、それをむげにすることはできないし大切にすべきだと思います。

現在、新しく市民意向調査も始まっています。それには一生懸命考えてくださっている方が集まっておられると思います。私の友人のところにも、その友人の子ども宛てに案内が届いたみたいですが、その子どもは県外の大学に通っていて参加できないとか、子育て世代の方たちは仕事があって、全4回必ず参加することができないので来られないとか、参加したくても参加できないという現状もあるようです。

教育委員会として、審議会で、学識経験者の方と市民の方で話し合われて、これまで構築してきたものを全部白紙撤回にするというのは、賛成できないというところが素直な感想でございますので、このままでということをお願いいたします。

柴田教育長：それでは、そのように戸田議員のほうには報告をさせていただきます。

今日は伊藤教授にいろいろ専門的な立場からお話していただきありがとうございます。最後に一言お願いします。

伊藤教授：先ほどお話ししましたように、私たち通学区域審議会と教育懇話会の立場としては、今の子どもたちのよりよい学びはどうあるべきか、そのための教育環境はどうあるべきか、というところ

を、一生懸命議論してきました。

冒頭で申しましたように、構成メンバーを考えてもしっかりと民意を反映していると思うので、その民意を反映していない、おかしい方向に進んでいるというのは、どうかなとは思いますが、立場が違えばそう感じられるのかもしれませんが。

私たちがそうやって、どのような教育を目指すか、そのためにどのような教育環境、どのような学校、そしてその学校はどのような仕組み、ということを考えながら一生懸命つくった答申について、話を聞いていただいて、思いを共有できたということは、委員としても、とてもありがたいと思っています。

学校をつくるのが目的ではないんですよね。その学校でどういう子どもを育てますか、というところを、やはり教育委員会は大事にしてほしいなど、答申をつくったものの立場としては思いますので、ぜひその方向で御尽力いただければ大変ありがたいと思っております。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございました。

それでは、日程の第3については、ここで区切りをつけたいと思います。

4 日程第4 報告

柴田教育長：それでは、日程の第4、報告事項でございます。

資料に戻ります。私の動静報告については、書面をもって報告に変えさせていただきます。

9月17日は、宮司郷づくり推進協議会で、宮司郷づくりの役員の皆様方に、学校建設の在り方について30分ほど時間を取っていただき、説明をさせていただいたところです。

教育委員会としては、市として決まっていなかったことを断定的に説明するのはできませんので、公的団体から要請があったときのみ、出向いて行って説明をするという形を取っています。

ですから、郷づくりの会、学校、PTA、学校運営協議会、そういったところから要請があったときだけは説明して回っております。

教育委員会としてはあくまでも、市としての、市長の下部組織でもありますし、公的機関からの要請があったときに説明に行くというスタンスです。あとはホームページで、この学校新設問題については周知していくという形を取っていますので、よろしくお願いいたします。

先週から市民意向調査が始まっております、今度の土曜日は竹尾緑地案と手光案の現地視察というふうになっています。この市民意向調査が実施されることについて、教育委員会としては、現在ある案の二者択一ではなく、教育環境全般について

市民の皆さまの意見を聞きたいという思いでした。

教育委員会としては、教育委員会が大切にすべきこと、あくまで、子どもにとってよりよい教育環境、あるいは、子どもにとって、これからの激動する時代、変化の激しい予測が難しい時代を生き抜く子どもたちに、このような力をつけたい、だからこのような教育をしたい、というスタンスでお話をさせていただこうと思っています。

それでは、9月議会の報告について、部長のほうから書面で用意していただいておりますが、補足がありましたらお願いします。

榑部長：9月議会の一般質問は、15名の議員さんが一般質問されて、教育委員会関係の質問をされたのは、10名でございます。

大きく分けて3点です。学校新設の件と、コロナ禍の学校運営について、もう1つがICTの活用についてというところでございます。

新設校については、それぞれ同じ内容でも切り口が若干違います。一人一人説明はいたしませんので、お読み取りいただいて、また何かありましたらお尋ねください。

1点だけ説明させていただきます。給食施設の質問が挙がっております。学校施設等整備計画の中に、新設校の計画と、もう1つが学校再配置計画、それでもう1つが給食調理施設についてがあります。当然新設校の状況と、福間中学校も不足する見込み、福間小学校も不足する見込み、それと、津屋崎中学校区の共同調理場も不足するというようなところが見込まれておりました。

実際に同時進行で、給食施設の整備計画もつくる予定ではあったのですが、新設校について保留というようなところで、5月18日の庁議でもまた保留という判断をいただいていたので、6月以降、給食施設に関しては、別で動かさせていただいております。

給食に関しては、待つということができませんので、かなりタイトなスケジュールで、せざるを得ないというような状況ですので、教育総務課長と学校教育課長と協議しながら、整理をさせていただいているところでございます。

一般質問については以上でございます。

もう1つ、議案を提出させていただいております、ICT関連です。ICTの端末機の購入で、8月26日に入札を行いまして、9月1日に仮契約をしています。総額が2億を超えるものですから、本契約にするためには議会の議決が必要ということで、議案のほうを提出させていただいております。総務文教委員会と本会のほうで、全員賛成で可決されている状況でございます。

引き続き、ICTの環境整備について、水上学校教育課長よ

り説明をさせていただきます。

水上課長：まず一人一台端末を活用していくために、やはりネットワーク環境を整備する必要がありますので、各小中学校のLAN整備ということで、これについても議決をいただいております。こちらにつきましては、プロポーザル方式で先週9月18日にプロポーザルを行いまして、業者のほうを決定して事務を進めているところでございます。

それから、もう1点よろしいですか。

9月の補正予算について、先月の教育委員会のときに、予定ということで、9月議会で補正予算に、電子黒板機能つきのプロジェクターを予算計上しますということで挙げておりました。これにつきましても、9月8日の予算審査特別委員会で説明して採決いただきまして、当日の本会で可決をいただいているところでございます。小中学校合わせて総額で6,553万3,000円ということで可決いただいておりますので、報告をさせていただきます。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございました。

それでは、令和2年度全国学力・学習状況調査の結果について、藤岡指導主事お願いします。

藤岡指導主事：配っている資料の補足説明をさせていただきます。

今年度の全国学力・学習状況調査は、コロナウイルスの影響で、学習進路が異なる関係で、実施ができませんでした。

ですので、ぜひ授業の中で活用してくださいということで、文科省から全国の学校に問題集が配られました。アンケートに関しましても、福津市教育委員会から市内の全小中学校にお願いをして、教育委員会の方で集計をして、市の結果だけを公表しております。

この資料の研修に関しては、校長研修会や主幹教諭研修会で今年度はこのような問題が出て、こういう学力が求められています、という話はしております。各学校でこの資料に基づいた研修が行われているところです。

今年度の問題の趣旨として、1つ言えるのは、「面積を求めましょう。」や、「式を計算して答えを求めましょう。」という授業は、転換していく必要があるということだと思います。何でこのような計算方法になるのかを、子どもが説明できるようになり、そういったことを小学校から積み上げて中学校でもしていかなければならないということです。

特に国語の問題では、主語・述語が言えない子どもが増えているので、このように、「主語と述語がおかしな関係はどれですか。」というような問題が出ています。

小学校の問題でも中学校の問題でも出題されたということは、子どもたちの国語の基礎基本の主語・述語の関係で、話す

ことができる、書くことができる、ということを変え求められているということだと思います。主語・述語の勉強は小学校1年生から既に始まっているわけで、やはり中学校の先生でもそういった小学校からの主語・述語・修飾語の関係や、そのような文法の学習が、どの学年からどういうふうな授業をされているのかということを知る必要があります。小学校の先生も、中学校でこの学習がどのように発展していくのかということを知る必要があります。

そういった意味では、やはり小中9年間で、教育内容や教育課程から見通してやっていかないといけないと思います。このような調査問題などは、やはり今どのような学力が求められているのかということ、先生たちも理解する1つの手がかりになっていくと思います。

県教委から、今回の問題に対する研修資料が送られてきました。これまでは、小学校版は小学校に、中学校版は中学校にというふうに送っていたのですが、今年度からは同じ研修資料を、小学校にも中学校にも送っています。中学校には小学校の問題を解くような研修をしてくださいと、小学校には中学校の問題を解くような研修をしてくださいというようお願いしているところです。

やはり、学校種が異なっても、どういう傾向にあるのか、どういう積み上げがあるのか、を知ってほしいということは、これからもずっと重ねてお願いしていく必要があると思っています。

最後に、児童・生徒質問紙です。例年は、全国との比較が出てくるのですが、今年度は福津市だけの各学校の結果をまとめた平均値を示しています。

「自分にはよいところがある。」というところを見ていただくと、今年度の小学6年生と中学3年生は、例年に比べてぐんと伸びています。自分にはよいところがあるという、自尊感情や自己肯定感が関わる心の面で、肯定的に答えている子が多いということです。

因果関係はないにしても、それまでの、「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある。」、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができていますか。」、に「当てはまる」と回答した割合の伸びが、相関関係にはあるのではないかと思います。

いわゆるコミュニティ・スクールで積み上げてきた、いろいろな人とコミュニケーションをとる場や、家庭や地域と協働するいろいろな活動によって、自分の居場所、出番や活躍の場が提供されたこと、したこと、の積み上げが、「自分にはよいところがある。」という気づきに出てきたのではないかと思います。

最後に、地域への貢献意識に関わる場所なのですが、やはり今年度コロナウイルスの関係で、「今住んでいる地域の行事に参加している。」という評価が低いのは、当然だと思っています。しかし、そのように今年度は参加できていなくても、「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある」や、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか。」という数値が上がってきているということは、これまでのコミュニティ・スクールの機能が発揮されている、やはり自分も地域のために何かやっていきたいという意識が高まってきている証拠ではないかと思っていますところす。

このように、世のため人のため、そしてひいては自分のために力を発揮していきたいという子どもが増えてきているということが、これまでの成果だと思っています。今後はそのコミュニティ・スクールの積み上げてきた学習活動に加えて、小学校と中学校が連続した教育活動を充実させていくことが、さらに福津市の子どもたちの成長につながっていくのではないかとこのように分析したところす。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございました。

これについてはまた機会を見て、時間を取って、皆さんで考えたいと思っています。

5 日程第5 その他

柴田教育長：では、日程第5、令和2年度福津市教育委員会定期学校訪問・園訪問の日程について、伊澤指導主事からお願いします。

伊澤指導主事：失礼いたします。

9ページ、10ページを御覧ください。

10月より今年度の教育委員会の定期学校訪問・園訪問があります。ここで2点あります。

1つが、Aの「コミュニティ・スクール実践交流会の会場校」です。当初は11月10日に3校そろっての交流会の公開だったのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況から、検討の結果、全体会と授業公開を行わない代わりに、研究紀要による紙上提案として、この3校については校内研修として位置づけて、この日程で授業実践等、協議を行うことにしましたということです。次ページに詳しい日程をのせておりますので、御都合を見られてください。

2つが、Bの「A以外の園・学校」です。集合時刻を記載しておりますので、お願いいたします。勝浦小学校の11月4日は、8時15分集合で、「勝音」をぜひ見ていただきたいということで、学校が準備をしております。よろしくお願ひします。

以上です。

今村委員：中学校は何時集合ですか。

伊澤指導主事：中学校の集合時間は、今後またお知らせいたします。例年通りですと、恐らく8時10分ぐらいになると思います。

柴田教育長：それでは、よろしいですか。

今後のスケジュールについて、あるいは教育委員会日程について、まとめてお願いします。

笹田係長：資料の11ページに、本日から10月31日までのスケジュールを載せております。

教育委員の皆様に関わる分を御案内いたします。

先ほど案内がありましたが、学校訪問があります。

10月5日（月）、神興小学校の学校訪問です。8時20分となっております。

10月8日（木）、津屋崎小学校の学校訪問です。8時20分に津屋崎小学校です。

10月9日（金）、神興幼稚園の園訪問です。8時45分に神興幼稚園のほうにお願いいたします。

10月27日（火）、福間東中学校の学校訪問です。時間は後日またお知らせいたします。

10月30日（金）、教育委員会定例会を9時半からこの庁議室で予定しております。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。

では、その他何かありますか。よろしいですか。

6 日程第6 閉会宣言

柴田教育長：それでは以上をもちまして、第9回の福津市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

お疲れさまでした。